文部科学省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年四月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

**政令第百八十四号**

文部科学省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項並びに第八条の規定に基づき、この政令を制定する。

文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第八十八条」を「第八十九条」に、「第八十九条」を「第九十条」に改める。

第七条中第三十号を第三十一号とし、第二十九号を第三十号とし、第二十八号の次に次の一号を加える。

二十九　国立研究開発法人審議会の庶務に関すること。

第五十六条に次の一号を加える。

八　国立研究開発法人審議会の庶務に関すること。

第八十五条中「大学設置・学校法人審議会」を「大学設置・学校法人審議会　国立研究開発法人審議会」に改める。

第一章第四節中第九十二条を削り、第九十一条を第九十二条とし、第九十条を第九十一条とし、第八十九条を第九十条とし、同章第三節中第八十八条の次に次の一条を加える。

（国立研究開発法人審議会）

**第八十九条**　国立研究開発法人審議会は、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

2　前項に定めるもののほか、国立研究開発法人審議会に関し必要な事項については、文部科学省国立研究開発法人審議会令（平成二十七年政令第百九十三号）の定めるところによる。

**附　則**

この政令は、公布の日から施行する。

文部科学大臣　下村　博文

内閣総理大臣　安倍　晋三

---

厚生労働省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年四月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

**政令第百八十五号**

厚生労働省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条の規定に基づき、この政令を制定する。

厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第百三十二条中「疾病・障害認定審査会」を「国立研究開発法人審議会　疾病・障害認定審査会」に改める。

第百三十二条の次に次の一条を加える。

（国立研究開発法人審議会）

**第百三十二条の二**　国立研究開発法人審議会は、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

2　前項に定めるもののほか、国立研究開発法人審議会に関し必要な事項については、厚生労働省国立研究開発法人審議会令（平成二十七年政令第百九十四号）の定めるところによる。

**附　則**

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣　塩崎　恭久

内閣総理大臣　安倍　晋三

---

農林水産省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年四月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

**政令第百八十六号**

農林水産省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条の規定に基づき、この政令を制定する。

農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第八十六条」を「第八十五条の二―第八十六条の二」に改める。

第八十六条中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とし、第一章第三節中同条の前に次の一条を加える。

（設置）

**第八十五条の二**　法律の規定により置かれる審議会等のほか、本省に、次の審議会等を置く。

農林物資規格調査会

国立研究開発法人審議会

第一章第三節に次の一条を加える。

（国立研究開発法人審議会）

**第八十六条の二**　国立研究開発法人審議会は、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

2　前項に定めるもののほか、国立研究開発法人審議会に関し必要な事項については、農林水産省国立研究開発法人審議会令（平成二十七年政令第百九十五号）の定めるところによる。

**附　則**

この政令は、公布の日から施行する。

農林水産大臣　林　芳正

内閣総理大臣　安倍　晋三